

Q7-3 台湾の安全貿易管理制度について教えてください。

台湾経済の貿易に対する依存度は非常に高く、近年は GDP 比で 100% 近くの水準となっています。基本的に自由貿易政策を推進し、2002 年に WTO に加盟しています。さらに、日本、米国、シンガポール、インド、タイ、アルゼンチン、ベトナムなど、計 32 カ国との投資保障に関する協定を締結しており、中国とは海峡兩岸経済協力枠組協定 (ECFA) を締結しています。

安全貿易管理に関しては、原子力供給国グループ (Nuclear Suppliers Group)、オーストラリアグループ (Australia Group)、ミサイル技術管理レジーム (Missile Technology Control Regime)、通常兵器及び関連汎用品・技術の輸出管理に関するワッセナー・アレンジメント (Wassenaar Arrangement)、化学兵器禁止条約 (Chemical Weapons Convention) 等の国際間の輸出管理に関する条約やレジームに台湾は参加していませんが、それらを参照して輸出管理政策を実施し、国際協調の枠組みに協力しています。

具体的には、「戦略性ハイテク製品輸出入管理弁法」および「戦略性ハイテク製品種類、特定戦略性ハイテク製品種類および輸出制限地区」などにに基づき輸出入規制がされています。戦略性ハイテク製品の輸出を行うためには、経済部国際貿易局への事前申請および許可が必要であり、許可のない輸出行為に対しては罰則が科せられます。戦略性ハイテク製品には、以下のものが指定されています。

1. 軍民両用品および技術輸出管理リスト」、「一般軍用品リスト」に挙げられている物品
核兵器と核施設、特殊材料と関連設備、材料加工プロセス、電子、コンピューター、通信および情報安全、センサーおよびレーザー、ナビゲーションシステムおよび航空電子、海洋、宇宙の 10 日カテゴリーごとに該当物品、技術がリスト化されています。
2. イランへの輸出に関するセンシティブな物品
イランを対象とした制限品目がリスト化されています。
3. 上記 1-2 の中になくても、その取引相手が「我が国の戦略性ハイテク製品輸出実質管理リスト」にあるなどの列記された条件に該当するため、最終用途が核兵器・生物兵器・化学兵器・ミサイル等の軍事用品に用いられる可能性のあると考えられる物品
4. 台湾に輸入する時に輸出国が台湾の国際輸入証明書等の証明書類の発行を要求している物品

なお、イラン、イラク、北朝鮮、スーダン、シリア、中国の 6 か国は、輸出規制地区とされており、これらの国に対する輸出については特に厳格な申請・許可プロセスが規定されており、許可なしに輸出を行うと懲役刑、罰金、輸出入ライセンスの取り消しを含む、通常よりも重い罰則が科せられます。ただし、上記のうち中国は 12 種類の半導体設備の輸出のみに厳格な規定が適用され、その他の戦略性ハイテク

製品の輸出については、一般の他の国と同様の規定が適用されます。また、北朝鮮については2017年より貿易が全面的に禁止されています。